

公布された条例のあらまし

◆高知県歯と口の健康づくり条例（高知県条例第35号）

- 1 条例制定の目的

歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的として、歯と口の健康づくりの基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 歯と口の健康づくりの基本理念について定めること。（第2条）
 - (2) 歯と口の健康づくりのための県の責務及び市町村の役割について定めること。（第3条及び第4条）
 - (3) 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との連携等に努めるものとする。（第5条）
 - (4) 歯と口の健康づくりのための保健医療関係者等、事業者、保険者及び県民の役割について定めること。（第6条から第8条まで）
 - (5) 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。（第9条）
 - (6) 県は、歯と口の健康づくりを推進するための基本的施策を実施するものとする。（第10条）
 - (7) 県は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本計画を定めるものとする。（第11条）
 - (8) 県は、歯と口の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、定期的に県民の歯科疾患等の実態に関する調査を行うものとする。（第12条）
 - (9) 歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、高知県歯と口の健康づくり推進協議会を置くこと。（第13条）
- 3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県暴力団排除条例（高知県条例第36号）

- 1 条例制定の目的

暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民及び地域社会に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による利益の供与の禁止等必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団事務所その他この条例における用語の意義を定めること。（第2条）
 - (2) 暴力団の排除について、基本理念並びに県及び県民等の責務を定めること。（第3条から第5条まで）
 - (3) 暴力団を許さない社会づくりの推進について定めること。
 - ア 県は、県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、入札に参加

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県歯と口の健康づくり条例	3
◎高知県暴力団排除条例	4
◎高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例	7
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例	7
◎高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	8
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	8
◎高知県浄化槽設置推進に関する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	9
◎高知県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例	9

- させない等の必要な措置を講ずるものとする。（第6条）
- イ 県は、県の事務又は事業に係る契約の相手方に対し、暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、県に報告を行うことを義務付ける等の必要な措置を講ずるものとし、当該相手方が措置をとらなかったときは、契約の取消し等ができる。（第7条）
- ウ 県又は指定管理者は、県立施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、利用の許可をしないこと等ができる。（第8条）
- エ 県は、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供等の必要な支援を行うものとする。（第9条）
- オ 警察本部長は、暴力団の排除のための活動によって暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護措置を講ずるものとする。（第10条）
- カ 県は、暴力団員等に対する請求に係る訴訟を提起する者等に対し、情報の提供等の必要な援助を行うものとする。（第11条）
- キ 県は、事業者等と連携を図り、暴力団員の暴力団からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するため、就労支援等の必要な措置を講ずるものとする。（第12条）
- ク 県は、国及び他の都道府県との連携を図るとともに、市町村に対し、情報の提供等の必要な支援を行うものとする。（第13条及び第14条）
- ケ 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。（第15条）
- (4) 青少年の健全な育成を図るための措置について定めること。
- ア 学校等の青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。（第16条）
- イ 県は、学校において、その生徒等が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。（第17条）
- (5) 事業者による利益の供与の禁止等について定めること。
- ア 事業者は、その行う事業に関し、暴力団を利用してはならない。（第18条）
- イ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の威力を利用する目的等で、利益の供与等をしてはならない。（第19条）
- ウ 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、その情報を県に提供するように努めるとともに、当該取引の関係者が暴力団員等でないことを確認するように努めなければならない。（第20条）
- (6) 暴力団員等は、情を知って、事業者から利益の供与を受け、又は事業者に自らが指定した者に対する利益の供与をさせてはならないこと。（第21条）
- (7) 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等について定めること。
- ア 不動産の譲渡等をしようとする者は、暴力団事務所の開設の防止に努めなければならない。（第22条第1項）
- イ 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、暴力団事務所の開設の防止のための助言等の措置を講じなければならない。（第23条第1項）
- ウ 何人も、自己又は他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所として

- 使用されることとなることを知って、不動産の譲渡等又はその代理若しくは媒介をしてはならない。（第22条第2項及び第23条第2項）
- (8) 祭礼等における暴力団の排除について定めること。（第24条）
- ア 祭礼等の行事主催者等は、当該行事に関し、露店を設けようとする者が暴力団員等でないことの確認等をし、暴力団の排除に努めなければならない。
- イ 祭礼等の行事主催者等は、当該行事に関し、露店を設けようとする者が暴力団員等であることを知って、露店を設けさせてはならない。
- (9) 義務違反者に対する措置について定めること。（第25条）
- ア 公安委員会は、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- イ 公安委員会は、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等の規定に違反する行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。
- ウ 公安委員会は、正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒み、又は正当な理由がなく勧告に従わない者については、その事実等を公表することができる。
- (10) 暴力団事務所の開設又は運営の禁止の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。（第27条）
- (11) 暴力団事務所の開設又は運営の禁止の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しないこと。（附則第2項）
- 3 施行期日
この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）
- 1 条例改正の目的
高知県医療施設耐震化臨時特例基金のうち地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものの一部を高知県地域活性化・公共投資臨時基金の目的を達成するための経費に充てることのできるようにするとともに、国との協議を踏まえ、医療機関の耐震整備の事業実施期間の延長が可能となるよう必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）
- 1 条例改正の目的
県として必要な医師の確保を促進するため、医師養成奨学貸付金について償還の免除要件の見直しをするとともに、貸付金の償還利息の利率を引き上げる等必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）
- 1 条例改正の目的
高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金のうち地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものの一部を高知県地域活性化・公共投資臨時基金の目的を達成するための経費に充てることのできるようにすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

- 1 条例改正の目的
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく汚染土壌処理業の許可に係る手数料として、当該許可の更新及び当該許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料等を新たに徴収することとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県浄化槽設置推進に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）
- 1 条例改正の目的
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行により水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）
- 1 条例改正の目的
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）の一部改正を考慮し、店舗型性風俗特殊営業として営業及び広告が規制される営業の種類について必要な改正をすることとした。
 - 2 施行期日
この条例は、平成23年1月1日から施行することとした。
- ◆高知県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例（高知県条例第43号）
- 1 条例の廃止
その目的を達成した高知県中山間地域等直接支払基金条例を廃止することとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

高知県歯と口の健康づくり条例をここに公布する。
平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県歯と口の健康づくり条例

人生にとって、健康ほど幸せなことはない。また、心身ともに豊かな人生を送ることは、県民はもとより人類共通の願いとも言える。中でも、その健康を支える基となるのは、いくつになっても元気に口から食物を摂取し続けることではないだろうか。そのためにも、歯と口の健康づくりは、豊かな人生や幸せな人生と切り離すことはできない。そこで、これまで国は、80歳になっても自分の歯を20本以上残すという、はちまるにいます8020運動を積極的に推進してきた。また、県も、それに呼応して精力的にそのことに取り組んできた。

特に本県は、全国に先駆けた超高齢化先進県である。そして、今まさに、県は、日本一の健康長寿県づくりを政策の柱に据えた。そこで、私たちは、この機会をとらえ、高齢者だけに特化することなく、全世代の県民を対象に生活の質を上げるためにも、元気に食べ、明るく話し笑える歯と口の健康づくりを県民運動にしたいと考えた。

そのことをここに決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、高知県における歯と口の健康づくり（以下「歯と口の健康づくり」という。）について、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯と口の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて自ら取り組むとともに、適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、本県の特性に応じた歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

（市町村の役割）

第4条 市町村は、基本理念を踏まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令に基づき、歯と口の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第5条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携及び協力並びに調整に努めるものとする。

2 県は、市町村が歯と口の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。）を推進する組織を住民が参加して設置しようとするときは、その求めに応じ、情報の提供又は専門

的若しくは技術的な支援を行うものとする。

（保健医療関係者等の役割）

第6条 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者等（以下「保健医療関係者等」という。）は、基本理念を踏まえ、歯と口の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第7条 事業者は、基本理念を踏まえ、県内の事業所で雇用する従業員に対して行う歯科健診等の歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

2 保険者（医療保険各法による保険者をいう。次条第3項において同じ。）は、基本理念を踏まえ、県内の被保険者（医療保険各法による被保険者をいう。）に対して行う歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

（県民の役割）

第8条 県民は、歯と口の健康が身体の健康づくりにも重要であることを認識し、生涯にわたり自らが歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、歯と口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
3 県民は、県及び市町村等（市町村、保健医療関係者等、事業者及び保険者をいう。第10条において同じ。）が行う歯と口の健康づくりに関する取組に積極的に参加すること、かかりつけの歯科医の支援を受けること等により、歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第9条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本的施策の実施）

第10条 県は、歯と口の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに保健医療関係者等との連携体制の構築に関すること。
- (2) 市町村等の相互の連携の構築に関すること。
- (3) 市町村等が行う歯と口の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 市町村が行う科学的に根拠のある効果的なむし歯予防対策、母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口の健康づくりに関する施策の推進に関すること。
- (5) 障害者、介護を要する者等に対する歯と口の適切なケア等についての施策の推進に関すること。
- (6) 歯と口の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
- (7) 歯と口の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに必要な施策の推進に関すること。

（歯と口の健康づくりに関する基本計画の策定等）

第11条 県は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、歯と口の健康づくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口の健康づくりに関する目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画

的に推進するために必要な事項

- 2 県は、基本計画を定めるに当たり第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、基本計画を定めるに当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。
- 4 県は、基本計画を定めたときは、速やかに、適切な方法によりこれを公表しなければならない。
- 5 県は、基本計画について、定期的に必要な見直しを行うものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、基本計画の変更について準用する。
（調査の実施）

第12条 県は、歯と口の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、定期的に県民の歯科疾患等の実態に関する調査を行うものとする。

（高知県歯と口の健康づくり推進協議会）

第13条 歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、高知県歯と口の健康づくり推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、知事に対し、意見を述べることができる。
 - (1) 基本計画に関すること。
 - (2) 県の歯と口の健康づくりに関する施策の実施状況についての評価に関すること。
 - (3) 歯と口の健康づくりに関する関係者の相互理解、連携及び協働の推進に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する基本的事項
- 3 知事は、毎年度、歯と口の健康づくりに関する施策の推進状況を取りまとめ、これを協議会に報告するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高知県暴力団排除条例をここに公布する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第36号

高知県暴力団排除条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 暴力団を許さない社会づくりの推進（第6条－第15条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第16条・第17条）
- 第4章 事業者による利益の供与の禁止等（第18条－第20条）
- 第5章 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止（第21条）
- 第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第22条・第23条）

- 第7章 祭礼等における暴力団の排除（第24条）
第8章 義務違反者に対する措置（第25条）
第9章 雑則（第26条）
第10章 罰則（第27条・第28条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民及び地域社会に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、高知県からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による利益の供与の禁止等必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。
- （4）事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人をいう。
- （5）暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）に基づき、法第32条の2第1項の規定に基づき都道府県暴力追放運動推進センターとして高知県公安委員会（第25条において「公安委員会」という。）の指定を受けた者（以下「暴追センター」という。）及び高知弁護士会民事介入暴力対策委員会（民事介入暴力事案の被害者救済及びその事前防止を目的として高知弁護士会に設置されたものをいう。）その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（第9条第2項において「民事介入暴力対策委員会等」という。）との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（県民等の責務）

第5条 県民は、基本理念に基づき、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念に基づき、その行う事業（事業の準備行為を含む。第4章において同じ。）に関し、暴力団との社会的に非難されるべき関係を絶つよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

第2章 暴力団を許さない社会づくりの推進

（県の事務及び事業における暴力団の排除）

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業（次条において「県の事業等」という。）により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（不当要求行為に係る措置）

第7条 県は、県の事業等に関し、県の事業等に係る契約の相手方に対し、当該契約の相手方（下請契約その他の当該県の事業等の遂行のために締結する契約の相手方を含む。）が当該契約に係る事務又は事業の遂行に当たって暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、県に報告を行うことを義務付ける等の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の事業等に係る契約の相手方が前項に規定する措置をとらなかったときは、当該相手方との契約を取り消し、又は県が実施する入札に参加させないことができる。

（県立施設の暴力団の利用制限）

第8条 県又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、県が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。

（県民等に対する支援）

第9条 県は、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、事業者が暴力団からの不当要求行為の対象とならないことを目的として事業者により結成された団体に対し、暴追センター及び民事介入暴力対策委員会等と連携して、暴力団の排除のために必要な支援を行うものとする。

（警察による保護措置）

第10条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

（訴訟に対する援助）

第11条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（社会復帰支援の推進）

第12条 県は、事業者、暴追センター等と連携を図り、暴力団員の暴力団からの離脱を促

進し、その社会復帰を援助するため、就労支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国及び他の都道府県との連携）

第13条 県は、暴力団の排除のための活動の推進に当たっては、国及び他の都道府県との連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第14条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第15条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等についての県民等への周知、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の広報活動及び啓発活動を行うものとする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第16条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- （2）裁判所法（昭和22年法律第59号）第3編第3章に規定する家庭裁判所
- （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- （4）少年院法（昭和23年法律第169号）第16条に規定する少年鑑別所
- （5）社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定により市町村が設置する公民館
- （6）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- （7）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- （8）更生保護法（平成19年法律第88号）第29条の保護観察所
- （9）前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年（18歳未満の者をいう。次条第2項において同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、当該施設の設置の際現に運営されていた暴力団事務所が当該施設の設置後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。

（青少年に対する教育等のための措置等）

第17条 県は、学校（学校教育法第45条の中学校、同法第50条の高等学校、同法第63条の中等教育学校、同法第72条の特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、同法第115条の高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、暴力団の排除の重要性を認識し、当該青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 警察本部長は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 事業者による利益の供与の禁止等

（暴力団を利用することの禁止）

第18条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団を利用してはならない。

（利益の供与等の禁止）

第19条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- （2）暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- （3）暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

（取引の関係者の確認）

第20条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引に係る情報を県に提供しよう努めるとともに、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならない。

第5章 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止

（利益の供与を受けること等の禁止）

第21条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第19条第1項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第19条第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者等の責務）

第22条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことの確認等をし、暴力団事務所の開設の防止に努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結するときは、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

- （1）当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- （2）当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡

等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

- 4 前項第2号に掲げる事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

（不動産の譲渡等の代理等をする者等の責務）

第23条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

- 2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の締結の代理又は媒介をしてはならない。

第7章 祭礼等における暴力団の排除

（行事主催者等の責務）

第24条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者（次項において「行事主催者等」という。）は、当該行事に関し、露店を設けようとする者が暴力団員等でないことの確認等をし、暴力団の排除に努めなければならない。

- 2 行事主催者等は、当該行事に関し、露店を設けようとする者が暴力団員等であることを知って、これに露店を設けさせてはならない。

第8章 義務違反者に対する措置

（調査、勧告等）

第25条 公安委員会は、第19条第1項、第21条第1項、第22条第2項、第23条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 公安委員会は、第19条第1項、第21条第1項、第22条第2項、第23条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為があった場合は、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

- 3 公安委員会は、第1項の規定に基づき説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、又は前項の規定に基づき勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該事実その他の必要な事項を公表することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第9章 雑則

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第10章 罰則

（罰則）

第27条 第16条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第28条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第16条第1項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、この条例の施行の日において運営されていた暴力団事務所が同日以後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、基金の一部（第3条の地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。）を一般会計歳入歳出予算に計上して、高知県地域活性化・公共投資臨時基金の目的を達成するための経費に充てるときは、この限りでない。

附則第2項の見出しを「（残額の処理）」に改め、同項中「は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。」を「の廃止の際に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第38号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第8条第3項中「当該償還すべき日」を「貸与を受けた日」に、「年3.0パーセント以内で知事が定める」を「年10.0パーセントの」に改める。

第9条第1項中「貸付金の償還を猶予するものとする」を「規則で定めるところにより、当該貸付金の償還を猶予することができる」に改め、同条第2項中「認めたときは」を「認めたときは、規則で定めるところにより」に改め、同条第3項中「猶予しないものとする」を「猶予することができない」に改め、同条第4項を削る。

第10条第1項中「該当するときは」を「該当するときは、規則で定めるところにより」に改め、同項第1号ア中「（ア）に掲げる」を「（ア）に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては（ア）及び（イ）に掲げる期間を合計した」に改め、同号アに次のように加

える。

(ウ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

第10条第1項第1号イ中「、(ア)に掲げる」を「(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては(ア)及び(イ)に掲げる期間を合計した」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

第10条第1項第1号ウ中「、(ア)に掲げる」を「(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては(ア)及び(イ)に掲げる期間を合計した」に改め、同号ウに次のように加える。

(ウ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

第10条第1項第1号エ中「、(ア)に掲げる」を「(ア)に掲げる期間、2年以上3年未満の借受者にあつては(ア)及び(イ)に掲げる期間を合計した」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 当該修了した初期臨床研修の課程として県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間。ただし、当該期間は、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年以上4年未満の借受者にあつては6箇月、4年以上5年未満の借受者にあつては1年、5年以上6年未満の借受者にあつては1年6箇月、6年以上の借受者にあつては2年を限度とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新たに貸付金の貸与を決定する者の貸付金の貸与及び償還について適用し、同日前に貸付金の貸与を決定した者の貸付金の貸与及び償還については、なお従前の例による。ただし、同日前に医師養成奨学貸付金の貸与を決定した者のうち、当該者からの申出に基づき新条例第10条第1項の規定を適用することとする者にあつては、この条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の規定により貸与した医師養成奨学貸付金及び同日以後に新条例の規定により貸与する医師養成奨学貸付金の償還については、新条例の規定を適用する。



高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第39号

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、基金の一部（第3条の地域活性化・公共投資臨時交付金により造成した部分に係るものに限る。）を一般会計歳入歳出予算に計上して、高知県地域活性化・公共投資臨時基金の目的を達成するための経費に充てるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。第25条の2を次のように改める。

（土壤汚染対策法等に係る事務の手数料）

第25条の2 県は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この条において「法」という。）及び汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下この条において「省令」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可申請手数料	24万円
2 法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壤処理業許可更新申請手数料	224,000円
3 法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壤処理業変更許可申請手数料	222,000円
4 省令第14条第2項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可証の書換え交付	汚染土壤処理業許可証書換え交付手数料	1,800円
5 省令第14条第2項の規定に基づく汚染	汚染土壤処理業許可証再	1,800円

土壌処理業の許可証の再交付	交付手数料	
---------------	-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県浄化槽設置推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第41号

高知県浄化槽設置推進に関する条例の一部を改正する条例

高知県浄化槽設置推進に関する条例（平成12年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第14条の4第1項」を「第14条の5第1項」に、「浄化槽」を「浄化槽」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年高知県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第2条第6項第1号から第3号まで及び第5号」を「第2条第6項第1号から第3号まで、第5号及び第6号」に改める。

第12条の表中

店舗型性風俗特殊営業の種別	広 告 制 限 地 域
法第2条第6項第1号から第5号までの営業（第10条第2号の営業を除く。）	別表第3に掲げる地域以外の地域

を

店舗型性風俗特殊営業の種別	地 域
法第2条第6項各号の営業（第10条第2号の営業を除く。）	別表第3に掲げる地域以外の地域

に改める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

高知県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例をここに公布する。
平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第43号

高知県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例

高知県中山間地域等直接支払基金条例（平成12年高知県条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。